

# 労働基準監督官の仕事

～働く人たちを守る仕事、それは日本を守る仕事～



# はじめに ～労働基準監督官とは～

全国では、約410万の事業場で約5,300万人が働いています。労働者が安心して働ける職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、事業主に対し法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員です。



#働き方改革

#賃金不払残業

#労働災害

#若者の「使い捨て」が疑われる企業

#過労死

# 1 労働基準行政の組織

厚生労働省労働基準局

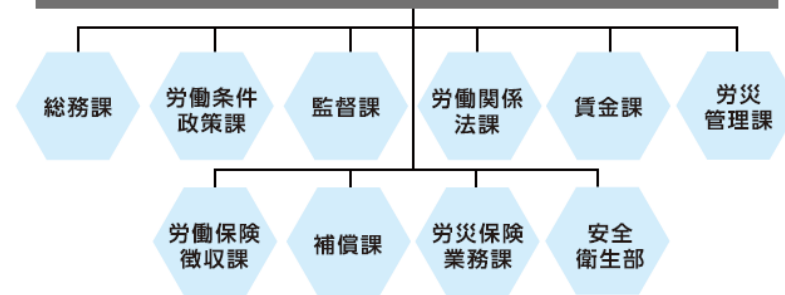
都道府県労働局 (47 箇所)

労働基準監督署 (321 箇所)

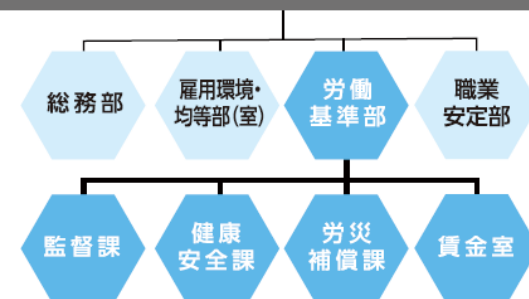
労働基準行政の組織は、厚生労働大臣の下に労働基準局が、各都道府県には都道府県労働局が、さらに第一線機関として321の労働基準監督署が置かれています。これらはすべて国の機関です。

労働基準行政においては、国民を対象とした行政活動の多くを、第一線機関である労働基準監督署において展開しています。

## 厚生労働省労働基準局



## 都道府県労働局



## 労働基準監督署



※都道府県労働局及び労働基準監督署の組織図は一例であり局・署によって異なります

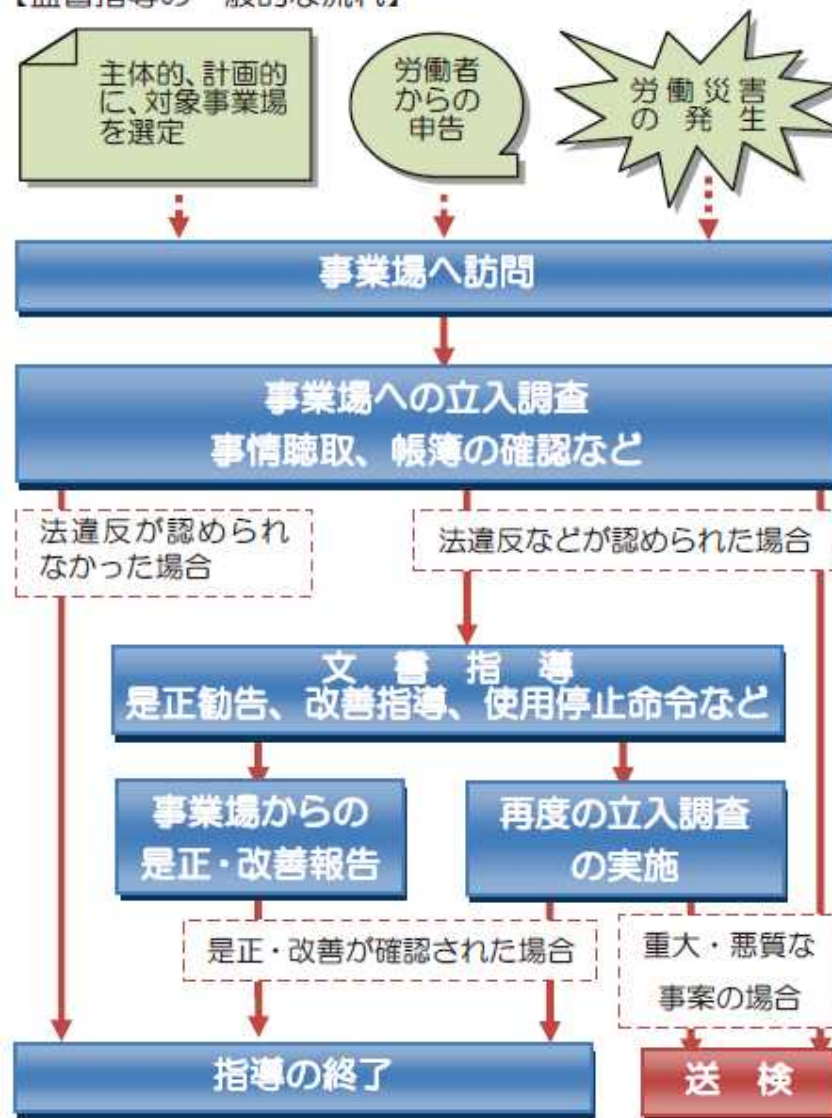
## 2 労働基準監督官の仕事① ～監督指導業務～

### 監督指導業務

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づき、定期的にあるいは働く人からの情報を契機として、事業場に立ち入るなどにより、機械・設備や帳簿などを検査して、関係労働者の労働条件について調査を行います。

法違反が認められた場合には、事業主などに対しその是正を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止などを命ずる行政処分を行うこともあります。

【監督指導の一般的な流れ】



(注1) 上図は一般的な流れを示したものであり、事案により、異なる場合もあります。

(注2) 事業場への監督指導は、原則として予告することなく実施しています。

# 監督指導業務 ～臨検監督の流れ～

各種情報等から  
対象事業場を選定



臨検

建設現場や工場の機械・  
設備や作業方法が、安全  
衛生の基準を満たしてい  
るか確認します



帳簿を確認

賃金台帳やタイムカード  
などから、賃金不払残業  
や違法な長時間労働が行  
われていないかなどを確  
認します



機械・設備、作業を確認



是正勧告書・指導票の交付

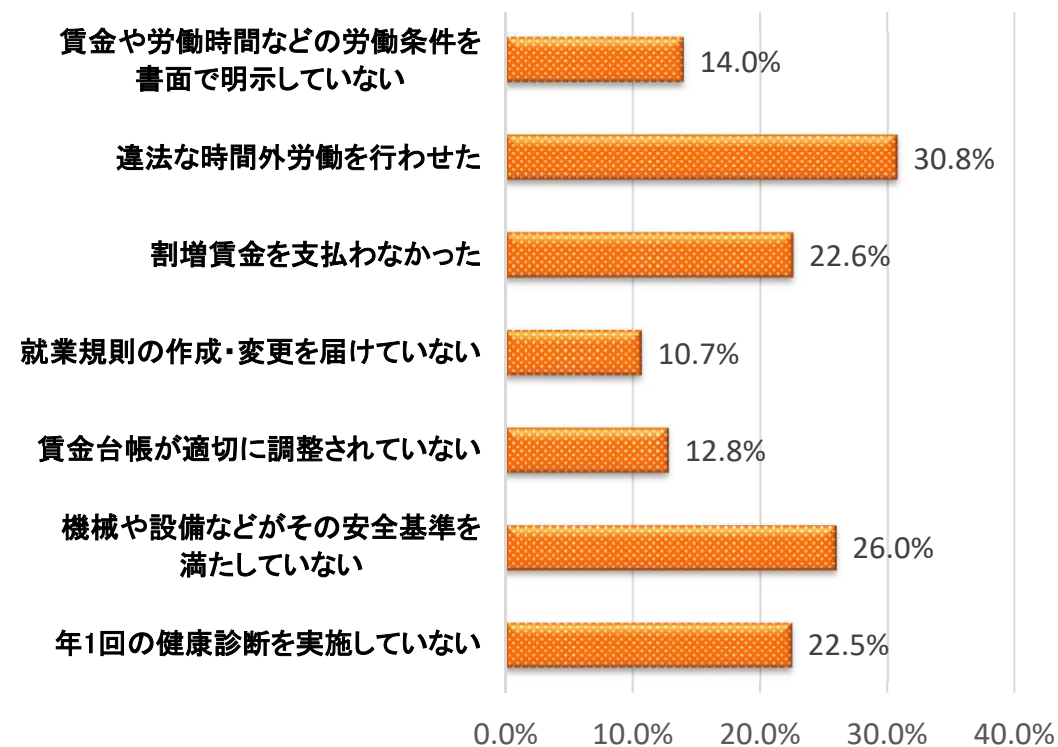
# 監督指導業務 ～監督指導の状況～

定期監督（主体的、計画的に実施する監督指導）は、平成30年で約**13万6,000件**実施し、そのうち約**68%**の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

これらの法違反のほとんどは、労働基準監督官の指導等によって是正されています。

また、申告受理件数は、平成30年で約**2万5,000件**にのぼり、その内訳は、賃金不払に関するものが最も多く、次に解雇に関するものとなっています。

## 主な違反の内訳（平成30年）



Topic

監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成30年度）

※1企業100万円以上遡及是正させたもの

(1)是正企業数

1,768企業

(2)対象労働者数

11万8,837人

(3)支払われた割増賃金合計額

125億6,381万円

# 監督指導業務 ～その他の業務～

監督指導以外にも、窓口で労働者や事業主からの相談を受けたり、事業主を集めて労働条件の確保・改善のための説明会を実施しているほか、労働基準関係法令に係る許認可の審査など、多様な業務を行っています。



Topic

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（通称：働き方改革関連法）とは？



◎平成29年3月の働き方改革実現会議

## 「働き方改革関連法」とは？

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずるものです。第196回の通常国会において平成30年6月29日に成立し、7月6日に公布されました。

労働基準法においては、初めて時間外労働に上限を設けたことから、戦後70年ぶりの大改革と言われています。

労働基準行政においては、働き方改革を通じ、働く方々の労働条件をしっかりと守っていくため、全ての労働基準監督署において、特別チームを編成し、

- ・長時間労働の是正及び過重労働による健康障害の防止を重点とした監督指導
- ・「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、中小企業等に対して、法制度の周知を中心としたきめ細やかな支援などの取組みを実施しています。

### 3 労働基準監督官の仕事② ～司法警察業務～

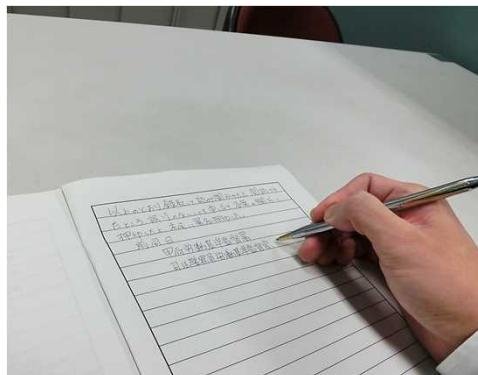
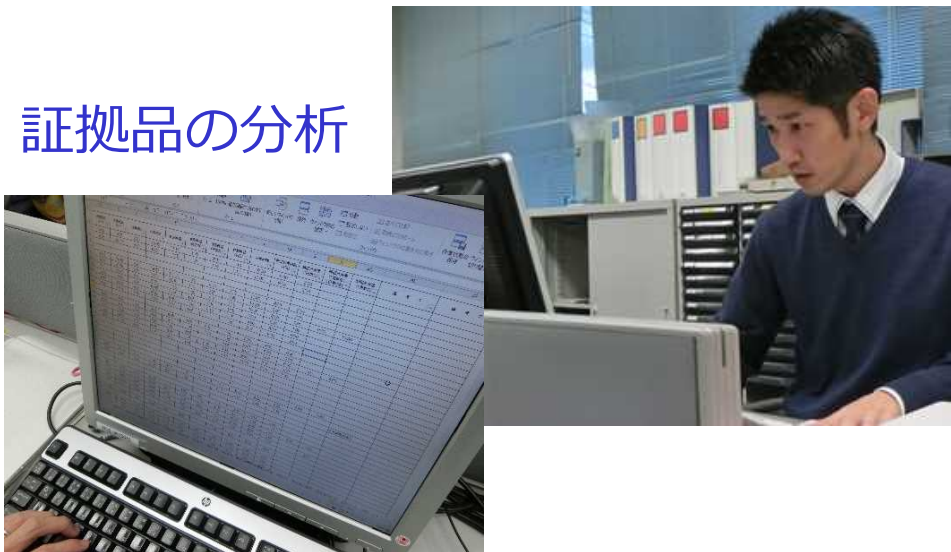
## 司法警察業務 労働基準監督官は労働基準関係法令の犯罪捜査のプロフェッショナル

監督指導の結果、是正勧告を受けた法違反を是正しないなど、重大・悪質な事案については、司法警察官として、刑事訴訟法に基づき、取り調べなどの任意捜査や、搜索・差押え、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| <b>送検実績</b> (平成30年) | <b>896件</b> |
| うち、労働安全衛生法違反        | 529件 (59%)  |
| うち、労働基準法等違反         | 367件 (41%)  |



証拠品の分析



供述調書の作成



## 4 労働基準監督官の仕事③ ～安全衛生業務～

### 安全衛生業務

労働安全衛生の専門的知識を生かして、働く人の安全と健康を確保するための措置が講じられるよう事業場への指導などを行っています。

具体的には、クレーンなどの機械の検査や建設工事に関する計画届の審査を行うほか、事業場に立ち入り、労働災害が発生するおそれのある状況が認められた場合、事業主に対して改善するよう指導などを行っています。

また、労働災害が発生した場合には、原因を究明し、再発防止のための指導を行います。

労働基準監督官は、理工系の採用区分もあり、大学等で学んだ工学、化学、土木・建築学などの専門知識を業務に活かすことができます。



# 安全衛生業務 ～理工学系の専門分野と安全衛生業務～

大学の理工系学科で学んだ基礎知識や、理工学的な思考は、産業現場で起こる様々な問題に対応するうえで極めて重要です。

また、各分野の専門知識は、それぞれ以下のような場面において、業務に活かすことができます。

## ○機械工学

工場におけるプレスやロボットなどの産業機械の安全性の確認・指導など

## ○電気工学

工場や建設現場における電気設備の安全性の確認・指導など

## ○土木、建築学

高層ビルの建築やトンネル建設などの建設現場における工事計画の安全性の審査、指導など

## ○化学

工場や研究施設、建設現場などにおける有機溶剤や鉛、石綿などの化学物質等を取扱う際の健康障害を防止するための指導など

## ○物理、数学

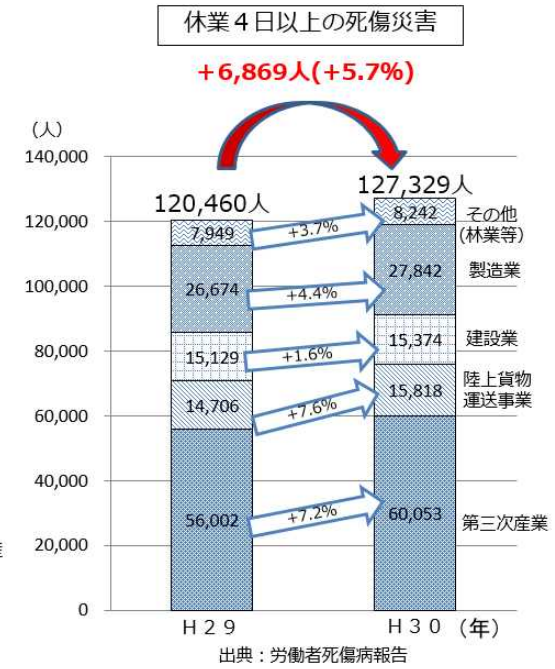
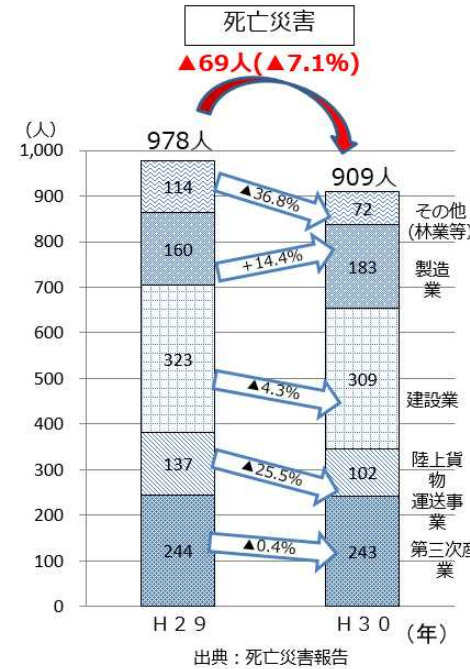
工場のボイラーや建設現場の足場などの機械設備や仮設物の強度計算など  
廃炉作業などにおける放射線による健康障害を防止するための指導など

# 安全衛生業務 ～労働災害の防止～

我が国の労働災害は長期的には減少傾向にありますが、近年は減少率が鈍化し、直近では、死亡災害は減少したものの、死傷災害は増加しています。

建設業や製造業をはじめとする工業的な業種では、死亡災害が依然として多く発生しているため、重点業種として取り組む必要があります。

しかしながら、休業4日以上の死傷災害についてみると、近年は、産業構造の変化や高齢化の影響により、小売業等の第三次産業が占める割合が約半数を占める状況となっており、これまでとは異なった切り口や視点からの対応が求められています。



クレーンの崩落災害



3次産業対策の例

# 安全衛生業務 ～健康障害の防止～

過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっています。

また、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっています。

事業者ならびに産業保健スタッフの皆様へ

**2015年12月から  
ストレスチェックの実施が  
義務になります。**

従業員の  
こころの負担が  
積み重なる前に。

働く人のメンタルヘルス不調を防いで、  
いきいきとした職場環境を実現しましょう。

厚生労働省

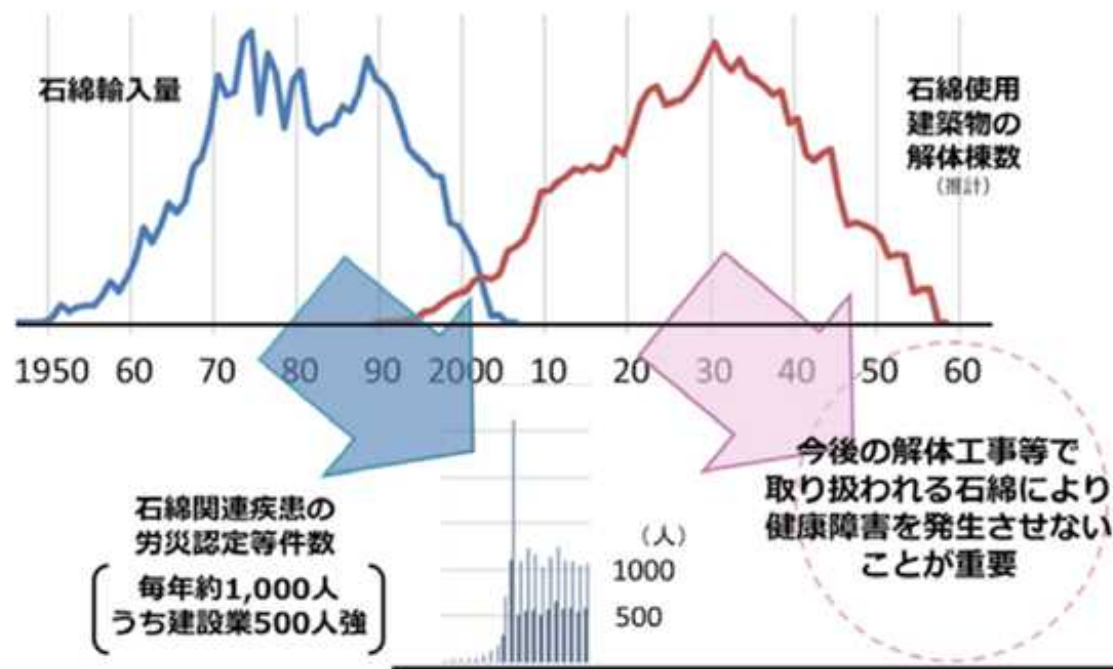
化学物質を取り扱う事業主様へ

**ラベルで  
アゲション**  
運動実施中

製品が来る ラベルを見る 今すぐ安全対策

危険有害性のある化学物質について  
事業所でリスクアセスメントを行うことが義務づけられています。

厚生労働省



## 5 労働基準監督官の仕事④ ～その他～

労働基準監督官は以下の業務に就くこともあります。

### 労災補償業務

- 「労災保険（労働者災害補償保険）」とは、仕事（業務）や通勤が原因で負傷（ケガ）した場合、病気になった場合、亡くなった場合に、労働者やそのご遺族に対して、必要な保険給付を行う政府所管の保険制度です。
- 労災補償業務は、必要な保険給付を行うために、請求された個々の事案ごとに審査や調査を行い、労災保険適用の有無や給付範囲などの判断（認定）を行う業務です。
- 労災認定に当たっては、被災者や事業場関係者などから聴き取りを行ったり、関係資料の収集や主治医や専門医から医学的な意見を求めるなど、労災の認定基準に基づく高度な判断を行うための調査を行っています。
- 各種保険給付のほか、被災者の早期社会復帰の促進や遺族の援護を図るための各種事業も行っています。

### 雇用環境・均等業務

- 総合的な行政運営の展開のため、労働局におかれている「雇用環境・均等部（室）」が「女性の活躍推進」や「働き方改革」などの企業・経済団体への働きかけをワンパッケージで効果的に行っています。
- 解雇・雇止めやいじめ・嫌がらせなどの個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業への指導）や解決への取組（調停・あっせんなど）を一体的に実施しています。



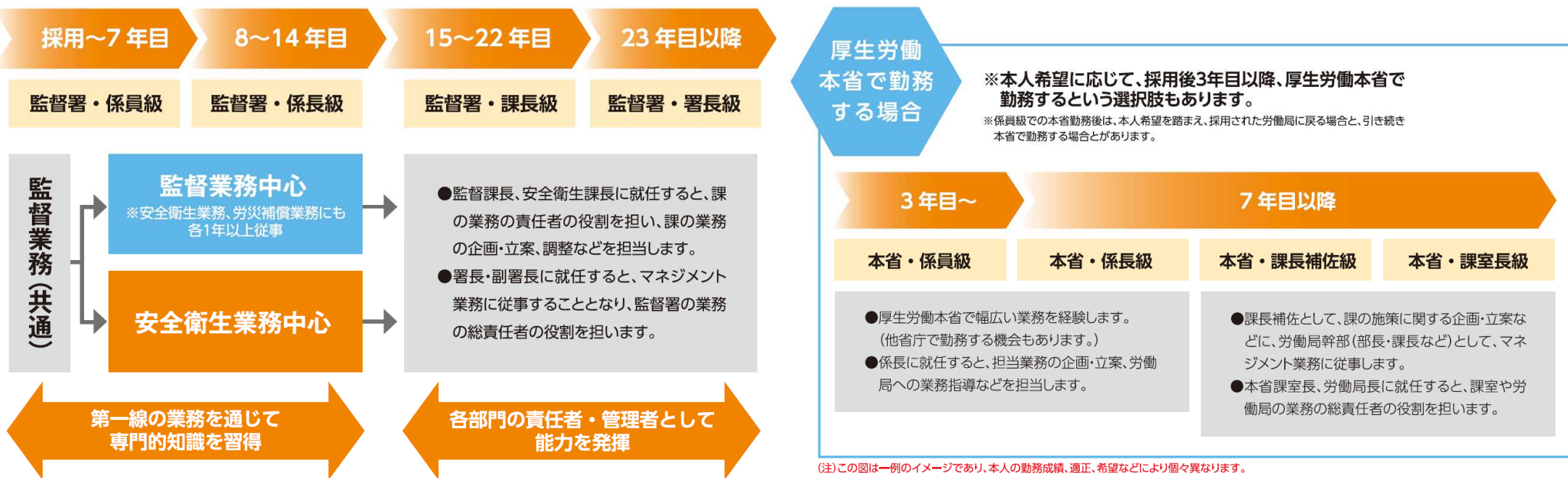
# 6 採用後の異動・キャリアパスについて

労働基準監督官採用試験の最終合格者を対象に、採用を希望する労働局において採用面接を行い、採用後は主に採用された労働局管内の労働基準監督署で勤務します。採用後の3年目からの2年間、13年目からの2年間については、採用された労働局とは別の労働局管内で勤務します。

※ 13年目からの他局勤務について、結婚、出産、育児、介護等の事情がある場合には、他局勤務の時期を早い時期又は遅い時期に変更することもあります。

採用後の4年間は全員が監督業務に従事し、採用後5年目以降は、監督業務を中心とするキャリアパスと、安全衛生業務を中心とするキャリアパスがあります。

※ 監督業務を中心とするキャリアパスでは、総合性を高めるため、採用後15年目までに、安全衛生業務と労災補償業務に各1年以上従事することとなります。  
 ※ どちらのキャリアパスでも、将来的な昇進等に差はありません。



# 7 採用試験・採用後に関するQ & A

## Q. 労働基準監督官の仕事は、文系と理系のどちらに向いていますか？

労働基準監督官は、あらゆる業種の事業場に立ち入り、法に定める賃金・労働時間や安全衛生に関する基準などが守られているかを調査すること等を主な職務としているため、文系的な知識のみならず、理系的な知識も必要となります。したがって、各分野の専門知識を業務に生かすことができます。

なお、労働基準監督官試験には、A（法文系）、B（理工系）の区分がありますが、どちらの区分でも、採用後の給与、昇進等の処遇に違いはありません。

## Q. 採用後の研修について教えてください。

採用後に実施される研修は、法令に関する知識や産業の安全衛生に関する知識等を十分に修得できるカリキュラムとなっており、文系・理系どちらの方でも労働基準監督官として活躍することができます。

労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に係る基礎的研修及び実地訓練を受けます。この間に労働大学校で実施される中央研修（前期及び後期）を約3か月間にわたり受講することになります。

また、採用時の研修のほか、その後定期的に又は昇進時において中央研修が実施されます（安全衛生業務基礎研修、専門研修、署長研修等）。

### 採用後1年間のスケジュール例



#### ① 実地研修 (前期)

- 労働基準行政の概要、監督業務、安全衛生業務、労災補償業務の概要
- 監督署業務の実務補助、工場等の実地見学 など

#### ② 中央研修 (前期)

- 一般法学
- 労働基準関係法令
- 監督業務
- 安全衛生業務
- その他

#### ③ 実地研修 (後期)

- 相談、各種届出等の対応
- 監督業務、安全衛生業務、労災補償業務、司法警察業務等の実施要領 など

#### ④ 中央研修 (後期)

- 一般法学
- 監督業務
- 安全衛生業務
- 司法警察業務
- その他

# 8 令和2年度採用試験～採用までのスケジュールについて

## ◎受験資格

- ① 平成2年4月2日～平成11年4月1日生まれの者
- ② 平成11年4月2日以降生まれの者で、大学を卒業した者及び令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者等

4月上旬頃

試験申込み（インターネット）

6月上旬頃

第1次試験（記述試験）

【第1次試験地】 ※ 全国19都市

札幌市、盛岡市、仙台市、秋田市、さいたま市、東京都、新潟市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、松江市、広島市、高松市、松山市、福岡市、熊本市、鹿児島市、那覇市

7月上旬頃

第2次試験（人物試験）

【第2次試験地】 ※ 全国11都市

札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、熊本市、那覇市

8月下旬頃

最終合格発表、採用面接

※ 最終合格発表後に、採用面接を47都道府県労働局で実施します。

10月1日

採用内定

翌年4月1日

採用

※ 各労働局の定員事情によっては、試験実施の年度中（10/1付け、翌年1/1付けなど）に採用されることもあります。

## 9 過去5年間の試験実績

近年、合格者数が増えています。

※最終合格者数

平成23年度以前：約200人 → 平成26年度：約400人 → 平成30年度以降：約600人

